

議事の取扱い等について（案）

1. 本検討会は、原則議事録・議事要旨を公開とし、傍聴については、原則として認めない。
2. 配付資料は、原則として公開する。
3. 議事要旨については、原則として会議終了後 1 週間以内に作成し、公開する。
4. 議事録については、原則として会議終了後 1 ヶ月以内に作成し、公開する。
5. 個別の事情に応じて、配付資料、議事要旨もしくは議事録の一部又は全部を非公開にするかどうかについての判断は、座長に一任するものとする。